

第 11 回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成 31 年 2 月 25 日 (月)

(豊岡市役所 3 階会議室)

午後 1 時 30 分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第 2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第 3 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- 日程第 4 報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項ただし書き (第 1 号) の規定による届出書受理について
- 日程第 5 第 71 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 6 第 72 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 7 第 73 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 8 第 74 号議案 農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第 9 第 75 号議案 農地法第 4 条第 1 項ただし書き (第 8 号) の規定による届出書受理について
- 日程第 10 第 76 号議案 農地法第 5 条第 1 項ただし書き (第 7 号) の規定による協議について
- 日程第 11 第 77 号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員 (17 名)

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 3 番 | 高 尾 利 美 |
| 4 番 | 原 清 美 | 6 番 | 井 谷 勝 彦 |
| 7 番 | 田 中 直 喜 | 8 番 | 上 坂 光 広 |
| 9 番 | 水 嶋 義 彦 | 10 番 | 西 沢 泰 裕 |
| 11 番 | 宮 口 豊 | 12 番 | 北 垣 裕 次 |
| 13 番 | 齋 藤 善 久 | 14 番 | 石 橋 重 利 |
| 15 番 | 尾 口 正 信 | 16 番 | 永 井 辰 正 |
| 17 番 | 村 田 憲 夫 | 18 番 | 大 原 博 幸 |

19 番 森 井 脩

欠席委員（2名）

2 番 加 悦 富美恵

5 番 蜂須賀 久 人

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏

農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今もありましたように、どうなのでしょうね、この冬は。来るときは六方田んぼを通過して来るんですが、中谷や河谷には麦が蒔いてあります。普通ですと雪が降って押さえてくれるんですが、このまま春になると麦踏みをしなくなるのでしょうかね。こっちの方ではしたことがないんですが、ローラーを通すとかそんなことでもしないと麦の穂も取れないのでは、そんなことを考えながら通ってまいりました。根雪と申しますか、このまま雪が積もらないまま春を迎えるというのは私の経験ではないものですから、春先に病害虫ですとか獣害ですとかどんなことが起きるのか心配があるかなと思っております。本日は2月で第11回の総会です。よろしくお祈いします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告を受けております。2番 加悦富美恵委員、5番 蜂須賀久人委員、2名の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第11回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件26件、許可申請案件27件、証明案件6件、届出書受理案件4件、協議案件1件、合計64件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

7番 田中直喜委員

8番 上坂光広委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第11回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第11回総会（定例会）は、本日2月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第19号「農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号「農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第71号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第5、第71号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。なお、申請番号81番につきましては、前回、別段面積を設定した際に現地の状況を報告いただいていますので、申請番号70番から80番までについてお願いします。現地調査員を代表して、15番 尾口委員、お願いします。

○現地調査員（尾口 正信） 2月12日、石橋委員と事務局の方2名で現地を見ましたけれども、特段問題はありませんでした。以上報告を終わります。

○議長（森井 脩） ありがとうございました。

続いて、申請番号81番について、事務局より現地確認について、報告をお願いします。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第71号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第72号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第72号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、16番 永井委員、お願いします。

○現地調査員（永井 辰正） 現地確認に行っていました。今説明のあったとおりで別に問題ないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第72号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第73号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第73号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、16番 永井委員、お願いします。

○現地調査員 (永井 辰正) この件につきましても現地確認に行かせていただきました。特に問題ないと思っております。以上です。

○議長 (森井 脩) ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 西沢委員。

○10番 (西沢 泰裕) 申請番号95番の案件で、申請農地が奥小野と、譲受人が中谷なんですが、離れているのと、実際580平方メートルのうち、どの程度の倉庫が建てられる予定なんですか。

○事務局 (西田 弥) 倉庫につきましては、申請書では75.94平方メートルとなっています。

○議長 (森井 脩) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第73号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第74号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (森井 脩) 日程第8、第74号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、15番 尾口委員、お願いします。

○現地調査員 (尾口 正信) 2月12日に石橋委員と事務局の方2名で現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。以上です。

○議長 (森井 脩) ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第74号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第75号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第9、第75号議案、「農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、16番 永井委員、お願いします。

○現地調査員（永井 辰正） 事務局の説明のとおりでなんら問題なかったと思います。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第75号議案、「農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第76号議案、農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について

○議長（森井 脩） 日程第10、第76号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、16番 永井委員、お願いします。

○現地調査員（永井 辰正） 事務局と一緒に現地確認させていただきました。特段問題ないと思っています。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第76号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第77号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第11、第77号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第77号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第11回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時25分閉会